

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令案等の概要

1 趣旨

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）の施行に伴い、同法に規定された政令への委任事項、実施のために必要となる事項を定める。

2 概要

日本国憲法の改正手続に関する法律の施行のため、以下の政令及び省令を定める。

1. 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令案の概要

憲法改正に係る国民投票の執行のために必要な手続や事項について、同種の手続である選挙の手続（公職選挙法施行令）と同様に、以下の事項を定める。

- (1) 投票人名簿及び在外投票人名簿に関し、登録及び被登録資格の調査、在外投票人名簿への登録申請手続、在外投票人証の記載事項・再交付の手続、表示情報及び抹消情報に係る通知等の事項を定める。
- (2) 投票
 - ① 投票所における投票に関し、投票管理者の職務代理者の選任手続、投票用紙の交付等の投票所における投票手続、投票に関する書類の保存等の事項を定める
 - ② 期日前投票に関し、期日前投票における投票手続を定める。
 - ③ 不在者投票に関し、名簿登録地以外の市町村・指定病院等での投票の手続、郵便等による不在者投票の手続、船員の不在者投票の手続、国外における不在者投票の手続、遠洋区域等を航行している船員及び南極地域調査組織に属する投票人のファクシミリ送致による不在者投票の手続等の事項を定める。
 - ④ 在外投票に関し、在外投票人名簿に登録されている者の在外公館における投票手続、郵便等による投票手続、帰国時における国内における投票手続等の事項を定める。
- (3) 開票に関し、開票管理者の職務代理者の選任手続、開票立会人の届出方法等、開票に関する書類の保存等の事項を定める。

(4) 国民投票(分)会に関し、国民投票(分会)長の職務代理者の選任手続、国民投票(分)会立会人の届出方法、国民投票(分)会に関する書類の保存等の事項を定める

(5) その他、必要な事項について定める。

2. 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則案の概要

同種の手続である選挙の様式等と同様に、投票人名簿の様式、在外投票人名簿の様式、在外投票人証の様式、不在者投票における投票用紙の請求書の様式等、国民投票の際に用いる書類の様式等を定める。

3. 日本国憲法の改正手続に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案の概要

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）において、銃砲刀剣類等を使用して人の生命又は身体を害する罪以外で政令で定める罪に当たる違法な行為をして10年を経過していないことは、猟銃の所持許可の欠格事由とされているが、この政令で定める罪に、投票事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等（日本国憲法の改正手続に関する法律第114条）、多衆の国民投票妨害罪（同法第115条第1項第1号及び第2号）を追加する。

3 施行期日

日本国憲法の改正手続に関する法律の施行の日（平成22年5月18日）